

あなたの一通が大きな力

# 税制改正運動にご協力を

青色申告会では、毎年、固定資産税等の軽減措置の継続についての要望運動を行っています。

今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置になってしまいます。

私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都会議員の先生方に「陳情はがき」をお出しして、要望の実現をめざしましょう。あなたの1通はがきが、大きな力となります。

青色申告会会員の皆さまへ

## 税制改正要望運動にご協力をお願いします

青色申告会では、毎年、固定資産税等の軽減措置の継続についての要望運動を行っています。  
今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置になってしまいます。  
私たちの声を東京都議会に届けるため、ご地元の都会議員の先生方に「陳情はがき」をお出しして、要望の実現をめざしましょう。  
あなたの1通はがきが、大きな力となります。  
今年も会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

### 要望事項

私たちは、次の軽減措置が、平成30年度も継続して算用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を、2分の1に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を、2割減免すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げることを。

### 軽減措置のあらまし

- 1 小規模住宅用地に対する軽減措置とは？  
2 3割の軽減措置(住宅1戸につき2.0㎡以下の土地)に軽減税率(都市計画税)について、軽減税率(都市計画税)が適用されています。  
\*軽減税率(都市計画税)が適用されています。
- 2 小規模非住宅用地に対する減免措置とは？  
3 区画の1単位に占める住宅等用途の面積が4.0㎡以下であるものうち、3.0㎡以下の部分の固定資産税、都市計画税が2割減免されています。  
\*固定資産税(都市計画税)が適用されています。  
\*減免を受けるための申請が必要ですが、届出に際しては、軽減税率(都市計画税)の適用範囲が拡大されています。
- 3 商業地等の負担水準を65%に引き下げる軽減措置とは？  
2 区内の商業地等に係る固定資産税、都市計画税について、負担水準が65%未満の場合、負担水準が65%未満の税率で引き下げられた場合の負担が認められています。  
\*減免を受けるための申請は不要です。

先 生

氏 名	
住 所	
所 属 会 員	青色申告会

青色申告会 東京都支部 中央区支部 港区支部 目黒区支部 世田谷区支部 豊島区支部 荒川区支部 足立区支部 墨田区支部 中央区支部 港区支部 目黒区支部 世田谷区支部 豊島区支部 荒川区支部 足立区支部 墨田区支部

- 【次の3点を要望いたしております】
- 1 小規模住宅用地の都市計画税を、2分の1に軽減すること。
  - 2 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を、2割減免すること。
  - 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げることを。

